

新しい司法書士像を求めて

ザ・フォーラム

《季刊》2004.1 No.57

発行

司法書士・行政書士
丹羽正夫事務所

〒461-0017
名古屋市東区東外堀町32
番地 鈴木ビル4F
TEL 052-962-9693
FAX 052-962-9633
E-mail info@niwaoffice.com
URL http://www.niwaoffice.com/

登記・法律問題など、
お困りのことがござい
ましたら、お気軽にご
相談ください。



謹賀新年 — 再生の条件

司法書士 丹羽正夫



一 はじめに

過日、中部地方に
ある上場企業各社の
二〇〇三年中間決算
が公開された。収益
改善が進み、三分の

二の企業が黒字化したということであった。

しかし、企業の九〇%以上を占める中小零
細企業の収益改善は、進展しているとはいえ
ない。国および地方自治体の財務体質改善も
同様である。

二 収益改善への模索

収益が改善しない原因は、内外に存在する
であろうが、法人および団体の責任者らは、
その原因を内部に求め、かつ解決策も内部に
あると考えるのが、改善への第一歩である。
どこをどのように改善すべきか。従来の検討
組織で改善効果が得られていないのであれば、
検討組織そのものの構成を、根本的に変えて
みる必要がある。たとえば、組織内の垣根を
なくした横断的検討組織である。

三 経営再生モデル

経営再生・収益改善モデルは、各種存在す
るであろうが、ここでは、カルロス・ゴーン
氏による一九九九年日産リバイバルプランに
まず注目してみたい。

① 同プランの三つの必達目標

- ① 同プランの三つの必達目標
- ② さらに、二〇〇二年の一八〇プラン
- ③ 三年以内に利益率四・五%以上
- ④ 有利子負債三分の一以下

② 同 利益率八%以上

③ 同 有利子負債の完済

ゴーン氏は、抜群のリーダーシップを発揮
して、②プランの④以外の各目標をすでに達
成した。そして、同氏は、日本経済再生のた
めの次の三つの条件を指摘している。この条
件は、あらゆる団体にとって参考となる。

四 再生の三条件

- ① ビジョンと数値を示した必達目標
 - ② 行程表の共通認識・実践
 - ③ 目に見える成果達成
- 事業を、継続的な成長軌道に乗せるために
は、魅力ある商品・サービスの開発、有意義
な商品・サービスの提供、ブランド・信頼感
の構築が必要となる。数値を示した必達目標
は、マニフェストに通じるとも考えられる。
右条件達成のためには、リーダーおよびそ
の組織構成員の各自が、必達意思を共有し、
実践的な活動を行うことが不可欠となる。